

グリーンニューディール基金に おける売電対応について

環境省 総合環境政策局 環境計画課

平成25年7月4日

目次

- 1, 制定目的について
- 2, グリーンニューデール基金(GND基金)における
売電価格について
- 3, GND基金による売電収入管理イメージ
 - ①都道府県等の場合
 - ②市町村等の場合
- 4, GND基金における売電収入管理対象
- 5, GND基金における売電収入を管理する基金等
(管理基金)の内容について
- 6, 管理基金状況報告書等の環境省への報告スキーム

1, 制定目的について

売電管理基金制定目的

GND基金により導入した設備の効率的な運用のため、売電管理のために造成した基金等により売電益を適切に管理できる体制を作ることとしました。



2, グリーンニューディール基金に おける売電価格について

GND基金における 売電価格、用途について

都道府県等は、下記の考え方を踏まえ、都道府県等の補助金要綱や要領にその旨を記載してください。

GNDメニュー	売電価格	用途
(2) 公共施設における再エネ導入事業	<ul style="list-style-type: none"> 必要となる維持管理費を算出し、電気事業者との契約で決定した価格とする。※ ※価格算出にあたっての考え方は、巻末の「参考：基金事業における余剰電力の売電価格について」を参照 維持管理費の考え方については、コスト等検証委員会の報告書(平成23年12月19日)を参照。 	<ul style="list-style-type: none"> ①GND基金事業で導入した設備等の維持管理、更新に係る経費 ②GND基金事業以外で地方公共団体が導入した再エネ発電設備等の維持管理、更新に係る経費 ③その他、環境省総合環境政策局長が管理基金事業として定めた事業
(3) 民間施設における再エネ導入推進事業(利子補給除く)	<ul style="list-style-type: none"> (2)のメニューに準じたものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> (2)のメニューに準じたものとする。

趣旨：

メニュー(2)については、国からの定額補助により実施されているものであり、その補助金を元に導入した機器による売電は、いわば、全額国民の税金により賄われているものである。固定価格買取制度の買取価格についても、その制度から国民が負担するものである。

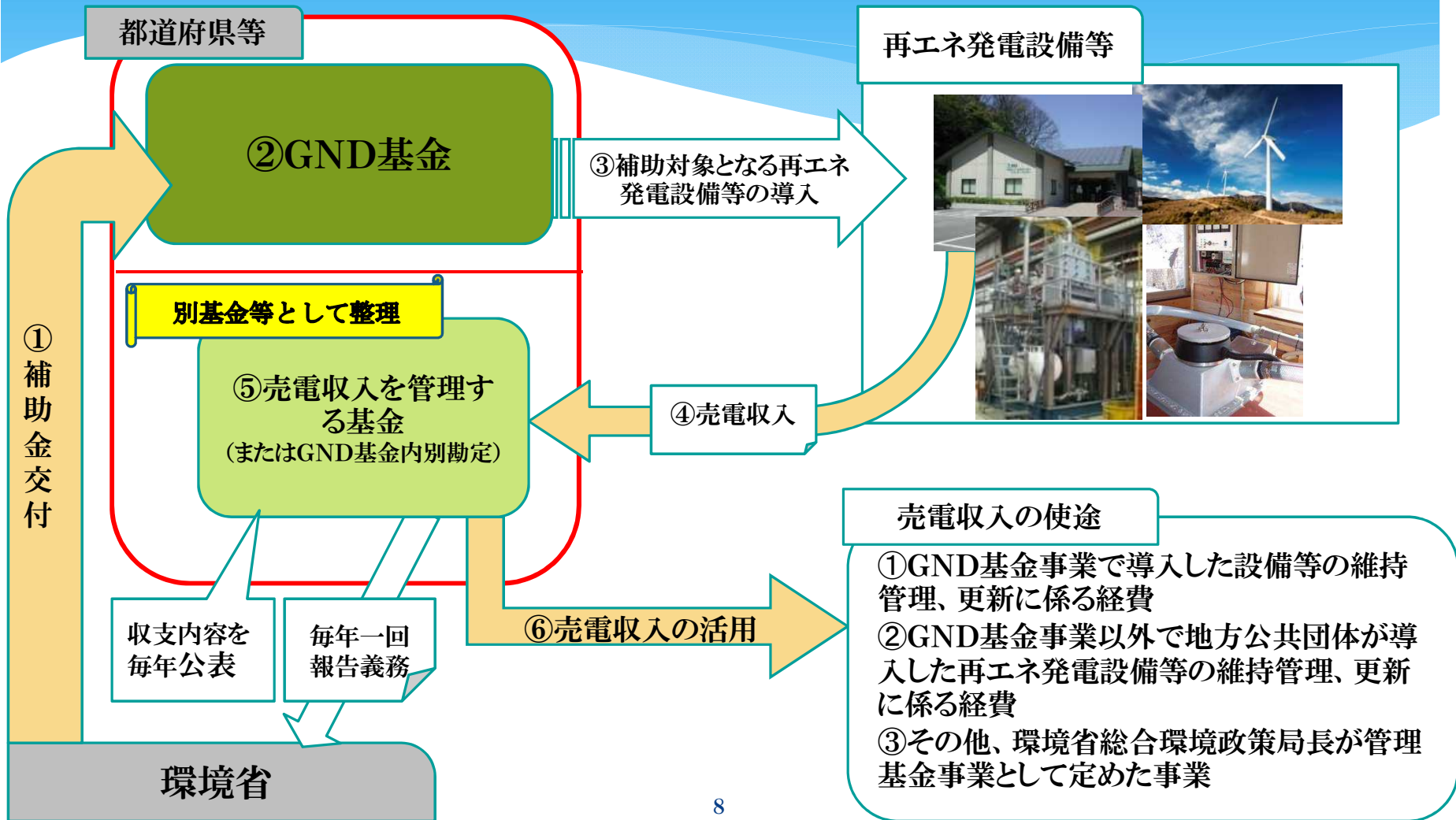
以上を踏まえると、国民が2重で負担することがないように、固定価格買取制度で定められた調達価格未満で必要となる金額のみ売電価格を可能とするとともに、その用途についても、全額国民の税金を原資としていることから無秩序に使えるものではなく、再生可能エネルギーの推進という目的に資するものとする。

メニュー(3)については、メニュー(2)とは異なり、全額国が補助するものではないので、メニュー(2)を全く踏襲するものではないが、一部、国による補助金による実施している状況からメニュー(2)に準じた扱いとするものである。

3, GND基金による 売電収入管理イメージ

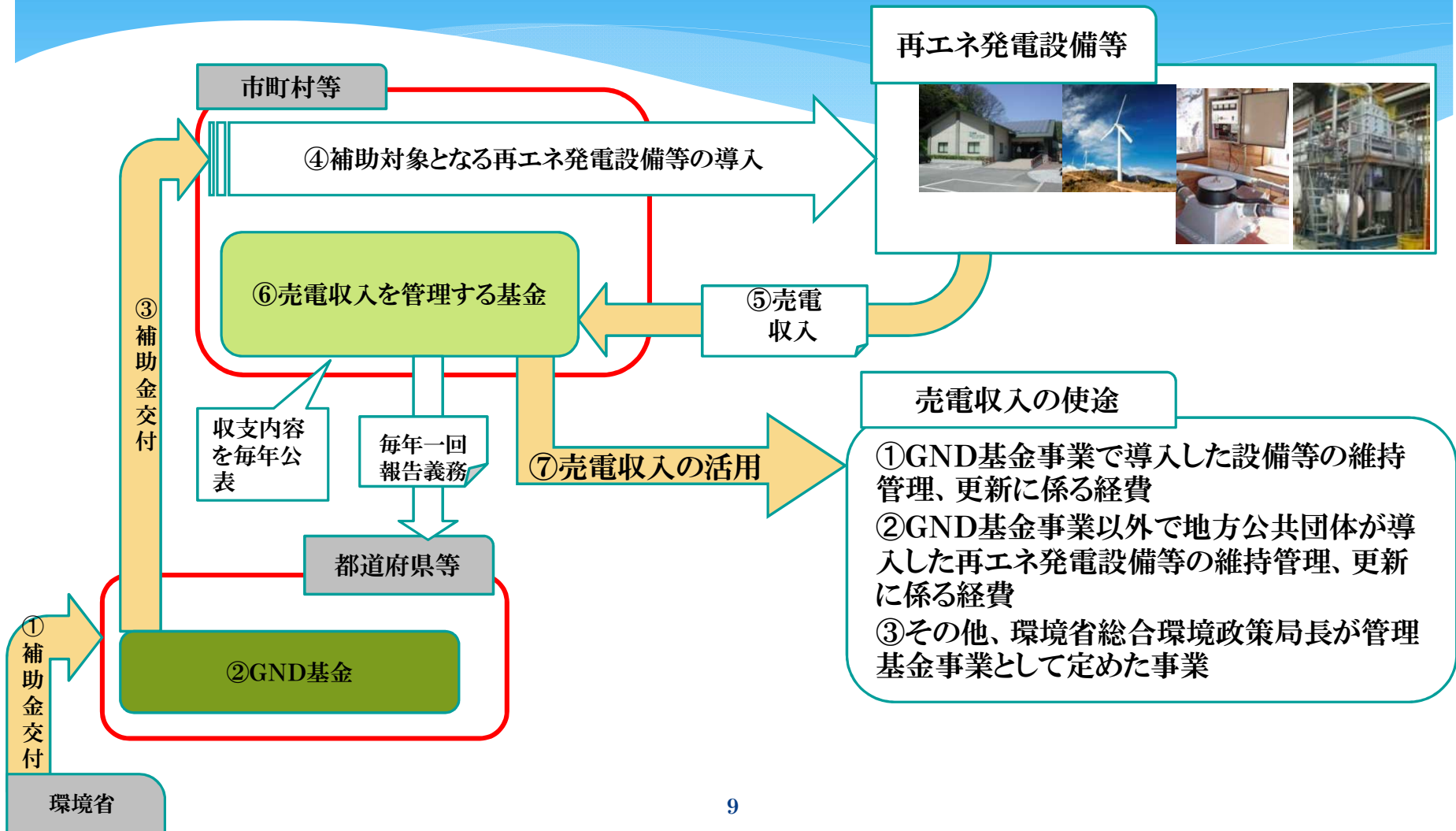
GND基金による売電収入管理イメージ

①都道府県等の場合



GND基金による売電収入管理イメージ

②市町村等の場合



4, GND基金における 売電収入管理対象

GND基金における売電収入管理対象

平成25年度グリーンニューディール基金の事業メニューとしては下記4つがあるが、売電の可否及び今般の別基金による管理対応対象との関係は下記のとおり。

	事業メニュー	事業内容	スキーム	売電	管理の必要性
グリーン 平成 ニュー ディール 基金	(1) 地域資源活用詳細 調査事業	災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するため、地域の防災拠点等に再生可能エネルギー等を導入するために必要な事業の調査、調整等を実施する事業	直轄	×	×
	(2) 公共施設再生可能 エネルギー等導入 事業	地方公共団体が所有する公共施設等であって、地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、再生可能エネルギー等を導入する事業	直轄又は 補助	○ 余剰に限る	○
	(3) 民間施設再生可能 エネルギー等導入 推進事業	都道府県等が補助又は利子補給(地方公共団体が制度融資をするものに限る。)により実施する事業であって、地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点となり得る施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業	補助	○ 余剰に限る	×
			利子補給	◎ 全量可能	×
	(4) 風力・地熱発電事業 等導入支援事業	都道府県等が補助又は利子補給(地方公共団体が制度融資をするものに限る。)により実施する事業であって、風力発電設備や地熱発電設備等を導入し、発電を行う事業	補助	×	×
			利子補給	◎ 全量可能	×

GND制度における売電可否について	今般の制度での管理の必要性
-------------------	---------------



5, GND基金における 売電収入を管理する基金等 (管理基金)の内容について

①管理方法について

売電収入の管理方法として、以下の3種類が考えられるが、それぞれのメリット、デメリットを検討した結果、新たに基金を造成(基金管理)するか、もしくは基金内に別勘定を設置し、管理(同一基金内 別勘定管理)することとした。

	基金管理	同一基金内 別勘定管理	一般会計
管理方法	GND基金とは別に基金を造成し、そこで管理。	既に造成されている基金(GND基金や地域環境保全基金等)に別勘定をつくり、その中で管理。	自治体の一般会計で管理。
	取り崩し型基金 ＝特定財源	取り崩し型基金 ＝特定財源	一般歳出、一般歳入で管理 ＝一般財源
自治体の作業	議会に対して基金条例、歳出予算の説明及び承認。	議会に対して勘定に入れる歳出予算説明及び承認。	特段不要
管理の適正さ	◎	◎	×
実施の容易さ	△	△	◎
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・基金とすることで、個別に特化した管理が可能。 ・年度を超えて、その設立制度・趣旨が引き継がれ、目的に従って管理がされる。 ・維持管理等に目的を限定し、補助金で導入した設備等のために利用するものであり、会計検査院等から「収益」と指摘されにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に基金制度があれば、別勘定を作りさえすれば対応ができ、一から基金を作るよりは、手続き等が容易。 ・別基金管理に次いで厳格な管理が可能。 ・年度を超えて、その設立制度・趣旨が引き継がれ、目的に従って管理がされる。 ・維持管理等に目的を限定し、補助金で導入した設備等のために利用するものであり、会計検査院等から「収益」と指摘されにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段作業が不要。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・議会手続き、議会承認(自治体の条例制定事務の発生)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歳出予算計上し、議会手続き、承認。 ・別勘定策定事務の発生。 ・都道府県等に既に地域環境保全基金等があれば、勘定追加ですむが、市町村においては、元となる基金が無い可能性が高く、新たな基金造成が必要(基金管理と同様の手間となる)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理方法がエクセル等によるものとなり、また、属人的な管理となるため、他目的利用等が多発する事も想定される。 →システムでの管理ができず、事務担当者への負担大、また正しくない可能性もある。 ・後年度負担の財源とはなり得ず、後年度に予算がなく、太陽光パネル等の維持管理等ができない可能性がある。 ・維持管理費に充てる事を明確にしていない(＝歳入として何にでも利用できる)ため、会計検査院等から「収益」と見なされ、返還等の指摘を受ける可能性がある。

②GND基金による売電収入の具体的な用途 (管理基金事業)について

	設備種類	維持管理・更新に係る事業	備考
基金事業で導入した設備	再エネ発電設備	◎	
	発電や停電時の自家使用に不可欠な設備	◎	蓄電池、パワーコンディショナー等
	その他	◎	GND基金実施要領において認める設備についてのみ該当
基金事業「以外」で導入した設備	再エネ発電設備	○	
	発電や停電時の自家使用に不可欠な設備	○	蓄電池、パワーコンディショナー等
	その他	○	GND基金実施要領において認める設備同程度についてのみ該当

◎:優先的に認められる

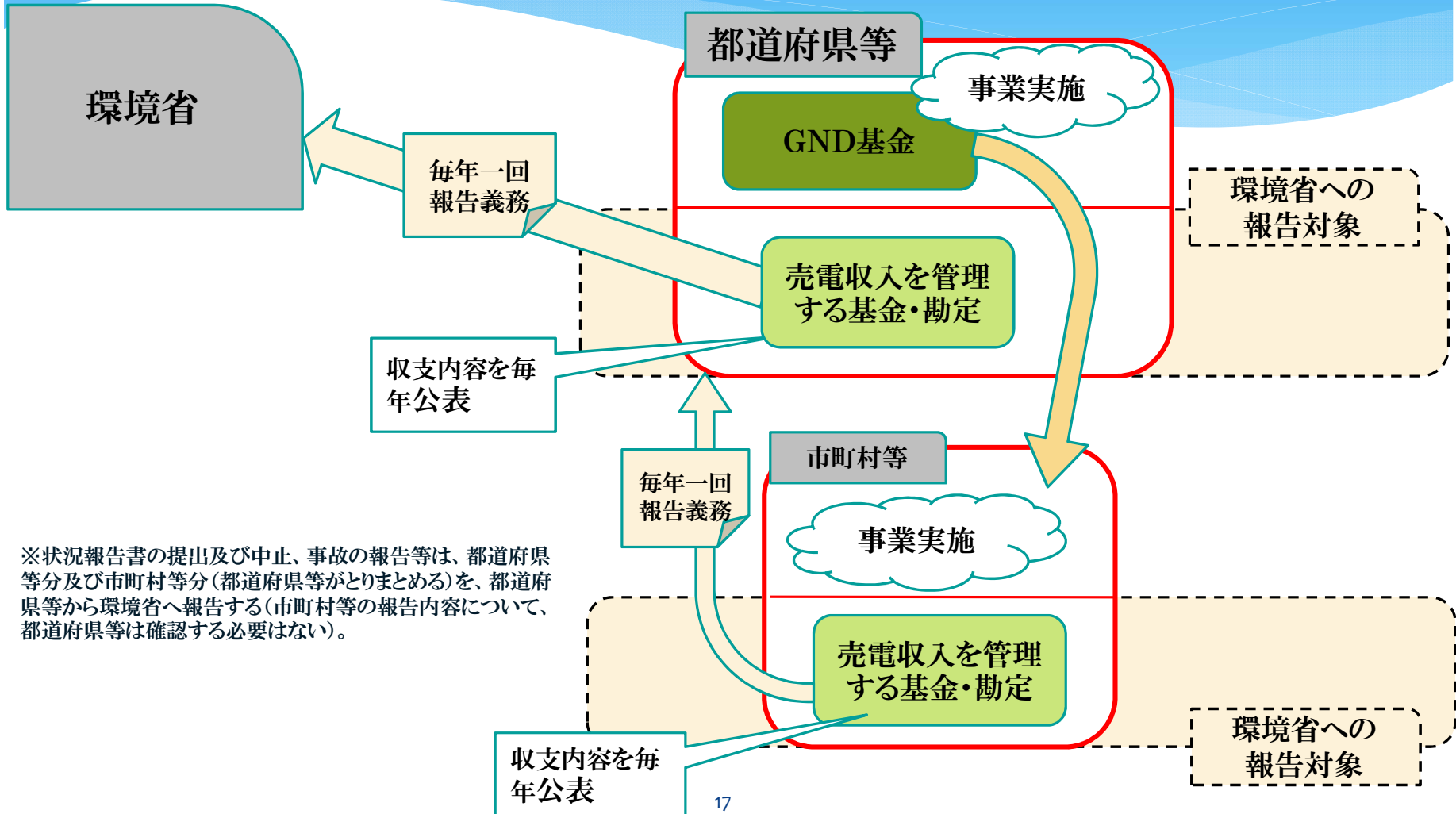
○:認められる

③GND基金における基金及び 管理基金等の比較

	GND基金	管理基金等
基金等の造成者	都道府県等 (都道府県及び指定都市 =補助金交付者)	①GND基金の造成を行った都道府県のうち、売電収入が発生する都道府県等 ②GND基金事業で補助された市町村等が再エネ発電施設を導入し、売電収入が発生する市町村等
運用益	基金に繰り入れ、事業に使用可能	同左
取り崩し	基金事業に限り、可能	管理基金事業(限定された用途)に限り、可能
事業期間後の残額	国庫へ返還義務	事業期間を想定していないため、存在しない
事業計画等	全体計画、各年度計画、状況報告の提出義務	状況報告のみ提出義務
中止等	中止、廃止、終了は、有り	中止、廃止、終了は、想定していない
経理等の管理、検査	経理毎に整理し、その内容書類を閲覧可能	同左
事業により取得等した財産	財産管理の義務	規定しない

6, 管理基金状況報告書等の 環境省への報告スキーム

管理基金状況報告書等の 環境省への報告スキーム



※状況報告書の提出及び中止、事故の報告等は、都道府県等分及び市町村等分(都道府県等がとりまとめる)を、都道府県等から環境省へ報告する(市町村等の報告内容について、都道府県等は確認する必要はない)。

参考：基金事業における余剰電力の売電価格について

算出の考え方：

10年後に必要なと想定されるパワーコンディショナーの更新費及び、10年間で要する点検費等維持管理費に相当する額を単純平均したものを、毎年の余剰売電益によって得られるように、売電価格を算出するものとする。

■前提条件①

維持管理費及びパワーコンディショナーの更新費：500,000円／10年

(内訳)

点検費等維持管理費 100,000円／10年
パワーコンディショナーの更新費 400,000円／1台

■前提条件②

太陽用発電設備の規模 :10kW
太陽光発電設備の電力転換率 :12%
余剰電力が生じる日数 :65日(※)
年間の余剰電力量 :10kW×24h×65日×12%=1,872kWh

前提条件①及び②より、年間50,000円の売電収入を得る事が出来れば、維持管理費及びパワーコンディショナーの更新費に充当する事が可能となる

ここで、調達価格をXとすると

$X \text{円} \times 1,872 \text{kWh} = 50,000 \text{円}$

との式が成り立ち、 $X = 26.71 \div 27 \text{円}$ となる

当然、余剰電力量が少なくなると調達価格(売電価格)は27円以上となり、余剰電力量が多くなると調達価格(売電価格)は27円以下になる

(※)土日の閉庁並びに年末年始等の2日以上
の連休に余剰電力が生じると考えられる。この場合、
休日の前日はすべて自家消費されているため、
連休初日は発電量のほぼ全量が蓄電池に貯めら
れると想定できる。したがって、連休2日目の
発電量が余剰電力と考えられる。年間に日曜
日は52日、年末年始で蓄電池に貯蔵される
のは6日、3連休以上の連休で土日以外
の休日は8~9日程度と考え、年間に余剰
電力が生じる日数は65日とした。

終了

以上により説明を終了いたします。